

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

| | | | |
|----------|---|------|-------|
| No | 1 | 府省庁名 | 文部科学省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充 | | |
| 要望内容（概要） | <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律」（平成29年法律第9号）の成立等により、日本学生支援機構は新たに給付型奨学金制度を実施することになった。本制度は、特に優れた学生等であって高等教育での修学が経済的に極めて困難であると認められる者に対し、学資を支給するものである。また、制度運用のため、日本学生支援機構に新たに「学資支給基金」を造成し、政府補助資金以外に民間企業等からの寄附等の外部資金を充当可能にした。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構に対して支出された寄附金で、「経済的理由で修学に困難がある優れた学生等に『貸与される学資』に充てられるもの」については、昭和40年大蔵省告示第154号（包括指定の寄附金）第2号の3の指定により、法人の所得の算定にあたりその全額を損金算入できることとなっている。これについて、給付型奨学金制度（平成29年度～）の創設を踏まえ、「貸与される学費」に加え、新たに「支給される学資」についても指定の対象となるよう、指定の対象を拡充いただきたい。</p> | | |
| 関係条文 | <p>昭和40年大蔵省告示第154号（包括指定の寄附金）第2号の3</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構に対して支出された寄附金で、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に充てられるもの全額</p> | | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] ▲18 (▲2) [平年度] ▲18 (▲2)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p> | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>子供の貧困やその連鎖は重要な社会問題として指摘されており、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備」が課題として掲げられ、これを受けて平成29年度より給付型奨学金制度が創設された。これにより、日本学生支援機構は、従来の「学資の貸与」に加えて、新たに「学資の支給」の業務を担うこととなり、その対象は、特に優れた学生等であって経済的に極めて修学に困難があると認定された者とされている。また、給付型奨学金制度を安定的に運用するため、日本学生支援機構に新たに造成された「学資支給基金」には、毎年度、予算の範囲内において政府から補助する資金をもって充てることとしている一方、民間企業等からの寄附といった外部資金を充てることも可能とされている。制度創設のための法案審議の過程においては、民間資金の活用促進について各党から指摘がなされたところであり、一億総活躍社会の実現を社会全体で支える意味でも、民間企業等からの寄附を奨励する観点から、寄附税制の充実を図ることが有効である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）</p> <p>子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。</p> <p>また、このような取組や既存の制度・施策等について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解と協力の下に子供の貧困対策を国民運動として展開する。</p> <p>「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）</p> <p>(2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備</p> <p>すべての子供が夢に向かって頑張ることができる社会をつくらなければならない。未来を担う子供たちへの投資を拡大し、格差が固定化せず、誰にもチャンスがある一億総活躍社会を創っていく。</p> | | |

⑫ 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化（その2）
貧困状況にある子供の教育費にも民間資金の支援がより届くようにする。

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

（3）共助社会・共生社会づくりに向けた取組

成果志向の事業遂行を促進する社会的成果（インパクト）評価の推進や民間資金の活用により、社会的課題解決の取組に民間の人材や資金を呼び込むとともに、寄附文化醸成に向けた取組の推進やNPOの活動などを通じ、活力あふれる共助社会づくりを推進する。

第 193 回国会 参・文教科学委員会（平成 29 年 3 月 30 日）

○民進党・大島九州男君（前略）日本学生支援機構に対する寄附についてということで、これ、法人の方は全額損金算入できる指定寄附というのがありますね。これ、貸与のみになっているところがちょっと問題なんです。だからこれ、給付型奨学金に当然、企業の寄附が全額損金算入されるというのは大きいんですよ。（中略）企業を経営する人は税金払うことも大切だと、しかし、当然、有効にその資金を使おうとするときの一つのキーワードは全額損金算入なんですよ。（中略）でも、教育にそういう気持ちのある人は、全額こういう税額控除になるものに寄附をしたという認識だと、もうこれ今度基金をつくるという話ですからね、非常にもう喜んでやってくれる、莫大な金額が集まるというふうに、私はそう思うんですが、財務省はそういう気はありますか。

○財務省大臣政務官（杉久武君）（前略）今委員御指摘のとおり、寄附文化の醸成を図っていくこと、これは重要であるというふうに考えております。その観点から、個人や法人からの寄附を後押しするために、所得税や法人税の優遇措置が講じられております。（中略）、先ほど委員からお話がありました給付型奨学金の今回新しく設定される部分について、法人税の部分について全額損金算入すべきではないか、こういう御指摘だろうというように理解をしておりますが、法人税制の原則的な考え方というのは、法人が支払う寄附金について、その法人の事業と関連性が弱く、利益処分的な性質を有する部分があると考えられることから、損金算入が制限されているところであります。

その上で、公益社団・財団法人など、公益の増進に寄与する一定の法人に対する寄附金については損金算入限度額が優遇をされ、さらに、高い公益性や緊急性が認められる事業に充てられることが確実であることなど、法令上の要件を満たすことをしっかりと確認できる寄附金、これは指定寄附金になりますけれども、これについては財務大臣の指定によりその全額を損金算入することが認められております。

御指摘のこの日本学生支援機構が募集する給付型奨学金に充てるための寄附については、現状においては、特定公益増進法人に対する寄附金としての損金算入限度額の優遇が認められる、御提示いただいた資料ですと③に該当するのかなと思いますが、これを更に指定寄附金にすることについては、その必要性に応じて事業の具体的な内容を踏まえつつ、法令上の要件に照らして検討をしていくべきものと考えております。

本要望に
対応する
縮減案

—

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 1 生涯学習社会の実現 施策目標 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大 政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2-8 教育機会確保のための支援づくり 政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 |
| | 政策の達成目標 | 「ニッポン一億総活躍プラン」においても「希望する教育を受けることを阻む制約の克服」がテーマに掲げられており、例えば給付型奨学金の創設など、教育費負担の軽減策を望む声が高まっている。しかしながら、教育費負担の軽減策の全てを国の財政で賄うのではなく、税制上の優遇措置により、民間資金の活用を促すことで「すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備」を目指すことは、財政の観点、官民の役割分担の観点から合理的であると考えられる。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から |
| | 同上の期間中の達成目標 | 平成 30 年 4 月 1 日から |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 指定寄附金受入額 (H21～) : 108,537 千円 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 給付型奨学金は、平成 29 年度予算における政府の目玉施策であり、従来の貸与型奨学金にもまして特に経済的困難度の高い学生に対する支援として、世間の注目度が高い。「学資の貸与」事業に対する指定寄附金は、既に大きな受入実績があるが、これに「学資の支給」を対象として加えることで、より一層の寄附促進効果が見込まれる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | なし |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 経済的に困難な世帯の子供たちの進学を後押しする奨学金制度は、公益性・緊急性が極めて高い政策であり、これに企業をはじめとする民間からの資金を広く募ることで、子供たちの学びを広く社会全体で支えていくとともに、寄附文化の醸成に寄与する。 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | 指定寄附金受入額 (H21～) : 108,537 千円 |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | 余裕のある法人の資金の寄附を促進することにより、給付型奨学金の運用を安定的なものとし、民間資金を活用して、我が国の将来を担う人材の育成が行えるとともに、子育て世代の教育費負担の軽減が図られうる。 |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 昭和 40 年大蔵省告示第 154 号 平成 16 年度 特殊法人日本育英会から独立行政法人日本学生支援機構への業務移管に伴う指定寄附金の指定 |